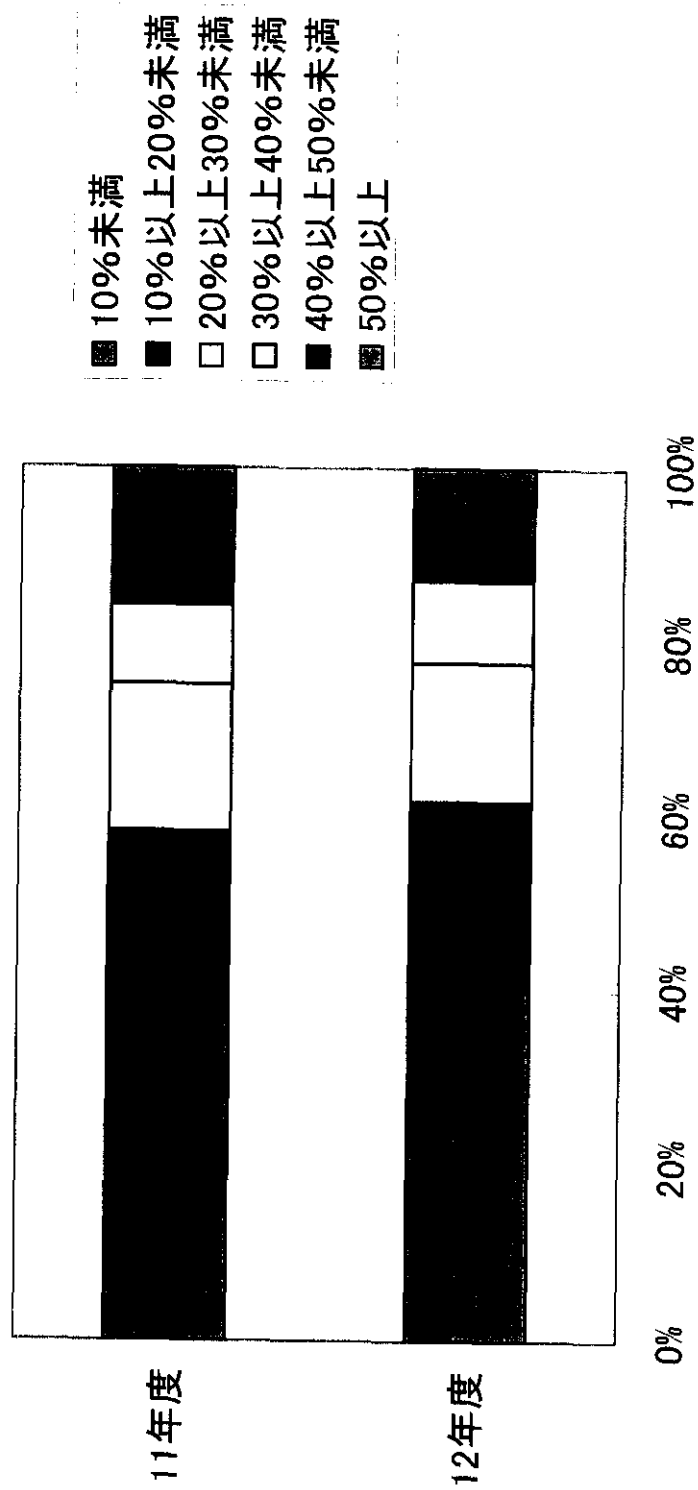


12 入院1年後の残存率別の病院数構成割合

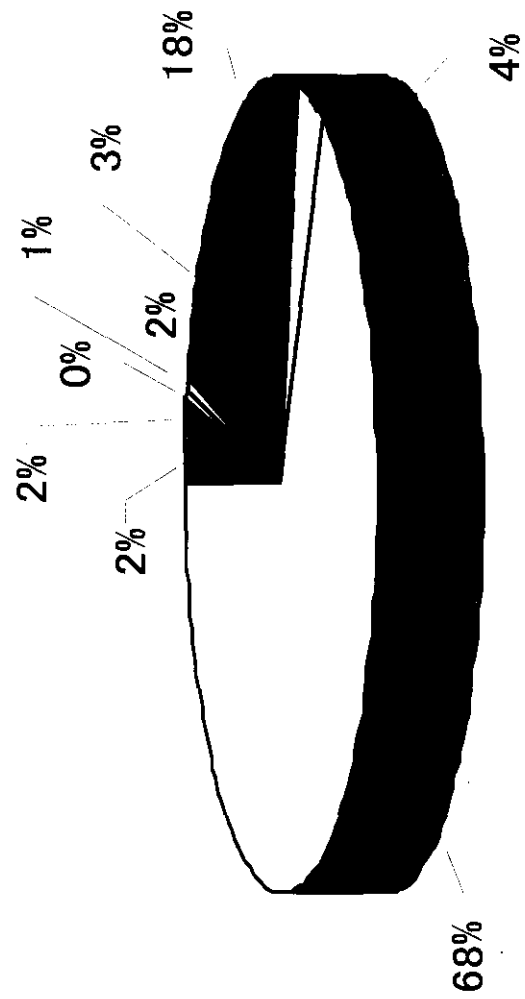


(精神保健福祉課調べ)

13 専門病棟等の状況

(病床数の構成割合)

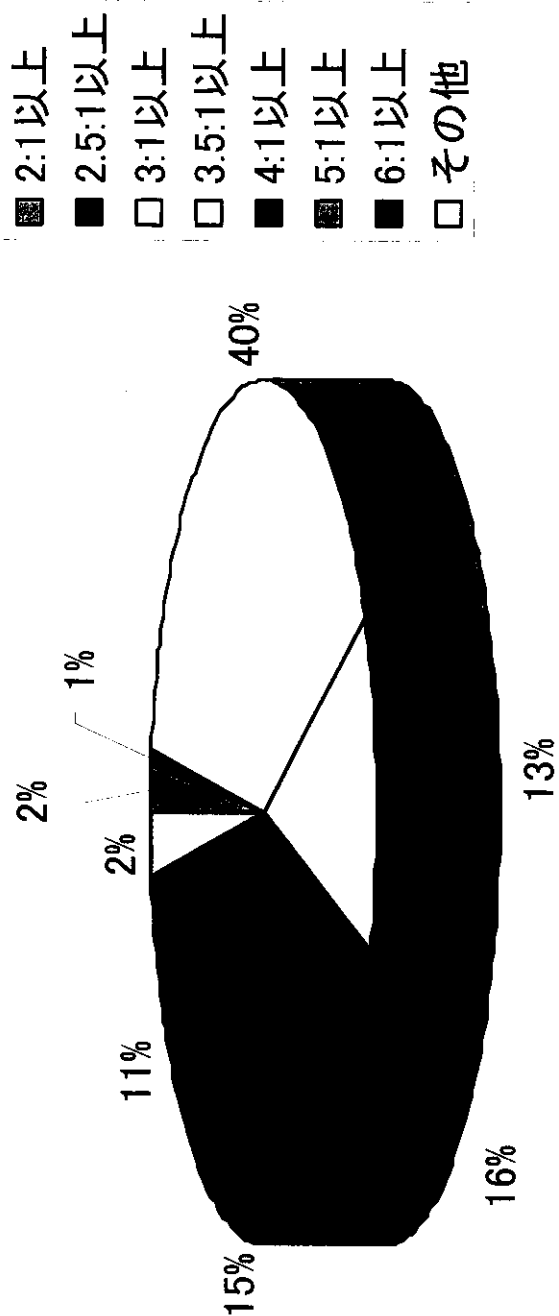
- 急性期
- アルコール・薬物
- 児童思春期
- 合併症
- 痴呆治療
- 痴呆療養
- 精神療養
- 老人精神
- その他



平成12年6月末現在。
 精神保健福祉課調べ。

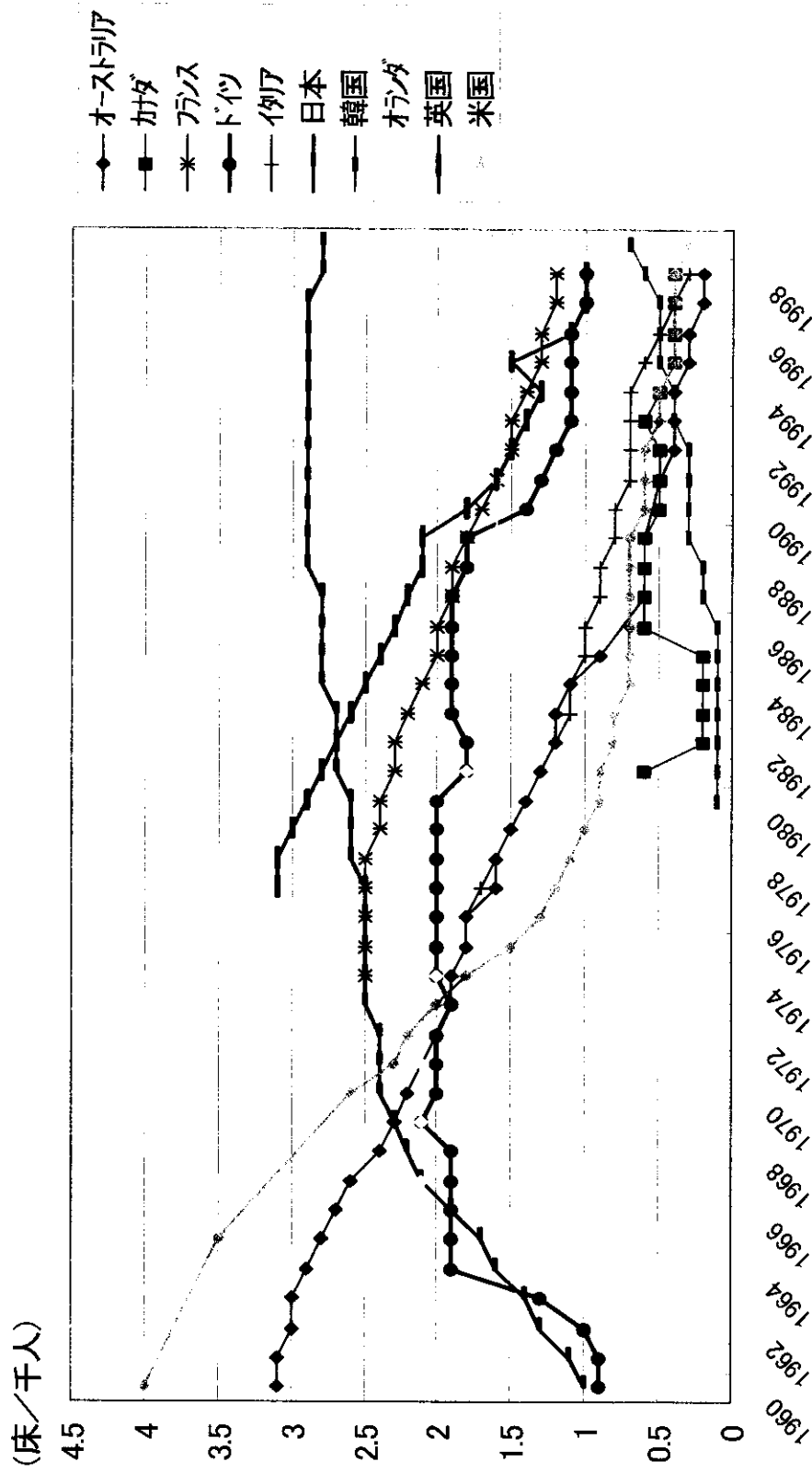
14 看護職員配置の状況

(病院数の構成割合)



平成12年6月末現在。精神保健福祉課調べ。
入院基本料の状況に基づき作成。

15 精神病床数の推移 (OECD)



OECD Health Data 2001

16 病床別の人員配置、設備構造基準

	精神病床	療養病床	一般病床
定義	精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床をいう。
人員配置基準	① 大学附属病院ならびに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1 経過措置 (2年6月間) 看護職員 4:1 ② 上記以外の病院 医師 48:1 看護職員 4:1 薬剤師 150:1 (ただし当分の間、看護職員5:1、看護補助者と合わせて4:1とすることができる) 経過措置 (5年間) 看護職員6:1	医師 48:1 看護職員 6:1 看護補助者 6:1 薬剤師 150:1	医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1 経過措置 (へき地の病院または従前の「その他の病床」200床未満の病院) (5年間) 看護職員 4:1
病床面積	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床以上	6.4㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床以上
廊下幅	①の病院 1.8m以上 (両側居室2.1m) 既設1.2m以上 (両側居室1.6m) ②の病院 1.8m以上 (両側居室2.7m) 既設1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.6m以上 (両側居室2.7m) 既設1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上 (両側居室2.1m) 既設1.2m以上 (両側居室1.6m)

精神障害者社会復帰施設の概要

施設種別	概 要
精神障害者生活訓練施設 (援護寮)	精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行なうことにより、その者の社会復帰の促進を図る施設 定員：20名以上 職員：6名以上 施設長、精神保健福祉士(1名以上)又は精神障害者社会復帰指導員4名以上、医師
精神障害者短期入所生活介護等 (ショートステイ)施設	在宅の精神障害者であって、家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の事由により、在宅における処遇が一時的に困難となった者を短期入所させる施設
精神障害者福祉ホーム	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設 定員：10名以上 職員：2名以上 管理人、医師
精神障害者通所授産施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行ない、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設 定員：20名以上 職員：6名以上 施設長、精神保健福祉士(1名以上)、作業療法士(1名以上)又は精神障害者社会復帰指導員4名以上、医師
精神障害者入所授産施設	雇用されることが及び住居の確保が困難な者を一定期間入所させて、精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行ない、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設 定員：20名以上30名以下 職員：6名以上 施設長、精神保健福祉士(1名以上)、作業療法士(1名以上)又は精神障害者社会復帰指導員4名以上、医師
精神障害者小規模通所授産施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行ない、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設 定員：10名以上20名未 職員：3名以上 施設長、精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員
精神障害者福祉工場	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行なうことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設 定員：20名以上 職員：8名以上 施設長、精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員3名以上、看護婦、栄養士、医師、事務員
精神障害者地域生活支援センター	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行なうとともに、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生省令で定める援助を総合的に行う施設 職員：5名以上 施設長、精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員3名以上

18 障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
 - ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
 - ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
 - ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み
- (注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

① 地域で共に生活するために

障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立

- ・ 住まい(公営住宅、グループホーム等)や働く場(授産施設等)の確保
- ・ 障害児の地域療育体制の構築
- ・ 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
- ・ 介護サービス(ホームヘルパー、入所施設等)の充実
- ・ 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
- ・ 難病を有する者への介護サービスの提供 等

② 社会自立を促進するために

障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開

- ・ 各段階ごとの適切な教育の充実
- ・ 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
- ・ 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等

③ バリアフリー化を促進するために

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み

- ・車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
- ・公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
- ・高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
- ・公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等

④ 生活の質（QOL）の向上を目指して

〔 障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進 〕

- ・福祉用具等の研究開発体制の整備
- ・情報通信機器等の研究開発・普及
- ・情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

⑤ 安全な暮らしを確保するために

〔 災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進 〕

- ・手話交番の設置、手話バッチの装着の推進
- ・ファックス110番の整備
- ・災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等

⑥ 心のバリアを取り除くために

〔 ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進 〕

- ・交流教育の推進
- ・ボランティア活動の振興
- ・精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等

⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

〔 我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進 〕

- ・ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

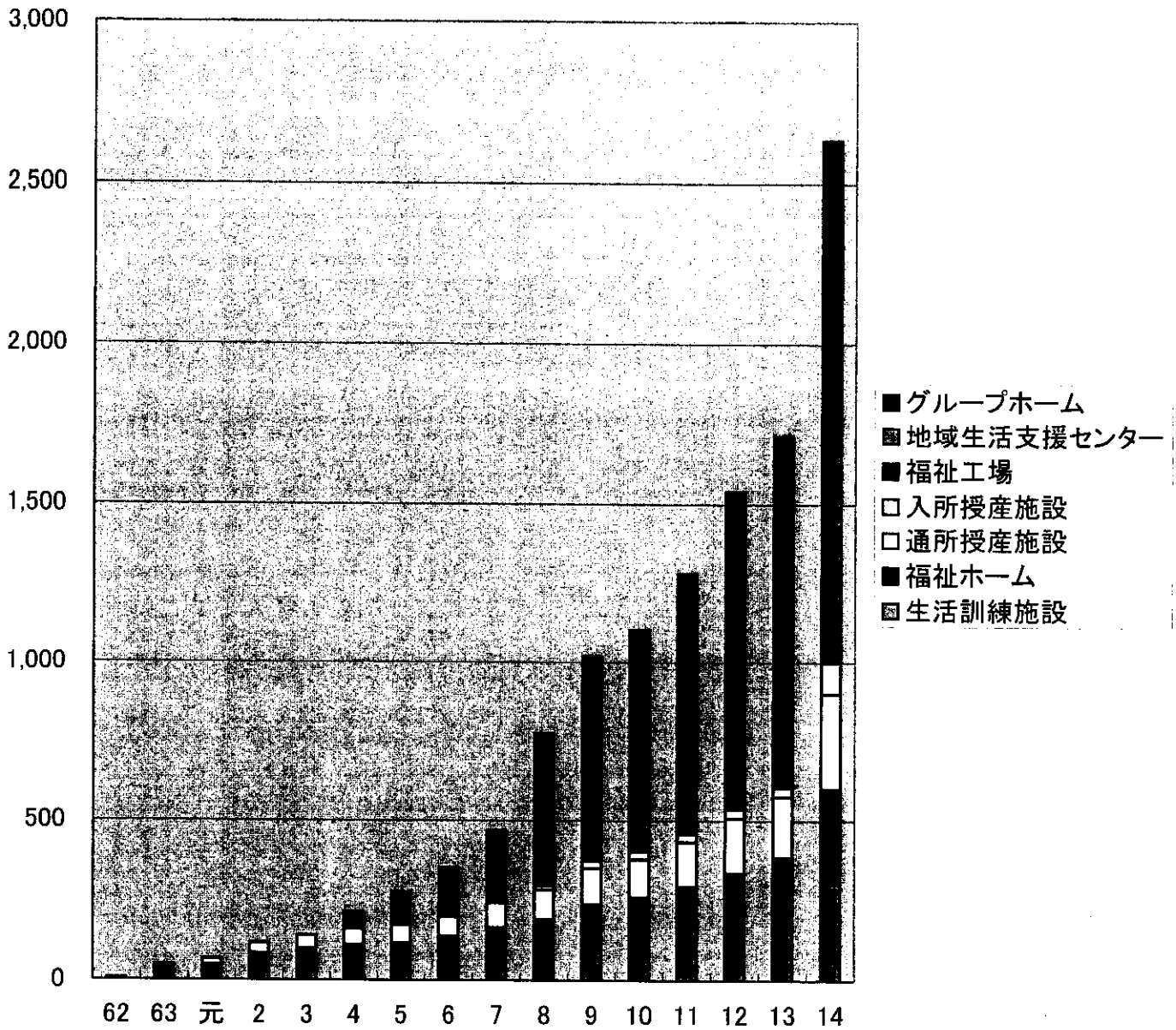
本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

障害者プランの推進

14年度予算額(案) 3,050億円 (13年度予算額 2,879億円)

・平成8年度を初年度とする障害者プランを策定～14年度まで。

区 分	13年度予算 (第二次補正予算(案))	14年度予算(案)	目 標 値 (平成14年度)
地域生活援助事業(グループホーム) ・福祉ホーム	(+50人分) 18,369人分	(+2,442人分) 20,861人分	20,060人分
授産施設・福祉工場	(+430人分) 65,506人分	(+1,634人分) 67,570人分	67,570人分
重症心身障害児(者)等の通園事業	787か所	(+81か所) 868か所	1,238か所
精神障害者社会適応訓練事業 (通院患者リハビリテーション)	5,026人分	(+254人分) 5,280人分	5,280人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	(+20人分) 5,340人分	(+640人分) 6,000人分	6,000人分
市町村障害者生活支援事業	255か所	(+30か所) 285か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	500か所	(+60か所) 560か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	235か所	(+82か所) 317か所	650か所
訪問介護員(ホームヘルパー)	41,700人増	(+3,600人増) 45,300人増	45,300人増
短期入所生活介護(ショートステイ)	(+2人分) 4,346人分	(+302人分) 4,650人分	4,650人分
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	938か所	(+72か所) 1,010か所	1,010か所
身体障害者療護施設	24,193人分	(+807人分) 25,000人分	25,000人分
知的障害者更生施設	94,605人分	(+995人分) 95,600人分	95,600人分



施設種別	運営費予算か所数															目標
	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
生活訓練施設	5	5	11	32	41	46	49	62	83	99	132	155	176	206	231	300
福祉ホーム	0	31	37	51	57	64	67	73	80	88	102	102	114	129	154	300
通所授産施設	0	12	17	32	41	49	54	61	76	93	116	121	143	172	190	300
入所授産施設	0	0	0	0	0	2	2	4	7	14	24	26	26	29	29	100
福祉工場	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	9	9	12	13	13	59
地域生活支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	94	115	145	195	235	650
グループホーム	0	0	0	0	0	50	100	150	220	430	540	576	662	795	858	920
計	5	48	65	115	139	211	272	351	467	774	1,017	1,104	1,278	1,539	1,710	

20 精神障害者居宅生活支援事業の概要

平成11年に精神保健福祉法が改正され、以下の3事業が精神障害者居宅生活支援事業として位置づけられ、平成14年度から施行されることとなっている。

1. 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障のある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上ができるよう支援する事業。

（利用対象者）

- ・ 精神障害者であって、精神障害者保健福祉手帳を所持している者、精神障害を支給事由とする障害年金を受給している者

（運営主体）

- ・ 適切な事業実施が可能であるとして、市町村長が指定した者

（主な介護等の内容）

- ・ 身体の清潔保持、調理、住居の掃除、通院・交通機関等の利用の援助等

（平成14年度予算案）

- ・ 在宅福祉事業費補助金（居宅介護費：27,378万円）において一括計上
- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）0人→1,600人

2. 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）

精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが困難な場合に、一時的に精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供することにより、精神障害者及びその家族の福祉の向上を図る事業。

（運営主体）

- ・ 精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設を運営している者等であって市町村長の指定を受けた者

（利用期間）

- ・ 原則として7日以内

（平成14年度予算案） 131,916千円

3. 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話、日常生活における相談、指導等の援助を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する事業。

（運営主体）

- ・ 市町村又は次のいずれかに該当する者で市町村長の指定を受けたもの
 - ①精神障害者社会復帰施設、精神病院等を経営する非営利法人
 - ②グループホームに対する支援体制の確立している非営利法人等

（利用対象者）

- ・ 精神障害者であって、一定程度の自活能力がある、日常生活を維持するに足りる収入があるなどの一定の要件を満たすもの

（事業実施にあたっての主な要件）

- ・ 定員：1か所あたり4人以上とすること。
- ・ 建物：原則として当該運営主体が所有権又は賃借権を有すること。
- ・ 世話人：運営主体と雇用契約等を結んだ世話人を配置すること。

（平成14年度予算案） 1,436,456千円